

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	限 度	額
交付税及び譲与税配 付金		32,817,295,408千円
国 債 整 理 基 金		10,000,000,000
外 国 為 替 資 金		195,000,000,000
エ ネ ル ギ ー 対 策	エ ネ ル ギ ー 需 給 勘 定	1,586,400,000
	原 子 力 損 害 賠 償 支 援 勘 定	3,530,600,000
年 金	健 康 勘 定	1,491,138,172
食 料 安 定 供 給	食 糧 管 理 勘 定	397,230,000
国 有 林 野 事 業 債 務 管 理		99,200,000
貿 易 再 保 険		3,700,000